

学校体育施設利用の留意点

1. 施設の利用にあたっては、公共施設であるとともに学校教育の場であることに十分に留意すること。
 2. 体育館内での飲食は、水分補給以外は禁止する。
 - 3. 学校敷地内は、すべて禁煙とする。**
 4. 体育館内は土足禁止のため、利用者は必ず上履きを持参すること。
 5. 使用後は器具の点検・整備及び清掃を行うこと。
 6. 使用に際しての着替えは、原則として自宅で行ってから集合すること。
 7. 貴重品は持ち込まないこと。紛失した場合は、一切責任を負いません。
 8. 車は所定の位置に置くこと。体育館の前まで乗り込まないこと。
 9. 利用時間には、事前準備及び後片付けの時間を含む。
 10. 開放時間・期間外の利用は禁止とする。
 11. 学校からの借用備品以外は使用しないこと。
 12. 借用物品、学校備品、施設等を破損もしくは紛失した場合は利用団体が責任を負い、全額弁償すること。
 13. 事故や破損などがあつた場合は速やかに申込み窓口(古河体育館・古河はなもも体育館・ふれあいスポーツセンター)または学校連絡し、翌平日にスポーツ振興課にも同様の連絡をすること。
 14. スポーツ振興課から借用した鍵のみ使用し、合鍵の作製をしない。
- ※ 上記事項に違反した場合は、利用者及び利用団体に対し利用の中止を命じます。
- ※ 文書を複写し、団員への周知徹底をお願いします。